

発行：NPO法人 翔夢

発行責任者：西脇 朗夫
編集責任者：五十嵐康樹

カムニティ

翔夢Nity

二〇〇六年一〇月五日発行

NO.10

大阪市平野区平野南3-8-16
ドリームネット内
(06) 6702-9819http://
www.npo-cam.org/
e-mail:
nandemosoudan@npo-cam.org

NPO法人 翔夢

障害者自立支援法

十月完全実施

四 月に発足した障害者自立支援法が十月より完全実施されます。しかし十月から始まるのに行政の準備不足が目につき、制度的にも未だ明確にされていない「サービース」も存在しています。この点から見てもこの法律

が、この法律はあまりにもその場しのぎの対応が目につきます。例えば、デイサービスのあり方も障害者の入浴サービス等をどうするかは全く検討されておらず、市町村の事業としてまかしている事業としてまかしている地域性が考えられないため、利用者の数が少ないところでは到底やっていけない事業が多く今後いろんな問題を巻

き起こしそうです。こういったことを見てもこの法律が障害者福祉の切捨てを目的にしていることがよく判ります。実際に各地域で施設退所者が多数出ており、行政が福祉を切り捨てている証明にもなっています。

翔夢の関係者でも、利用料のことをはじめ障害者自立支援法が完全実施されると今後施設利用が困難になり、将来在宅になつてしまう不安を抱えている方が多数おられます。こういった不安に対しても政府からはなんら前向きな答申は出されていません。特に入所施設の問題は深刻で、現在でもグループホームを利用している方の費用問題は

深刻で、年金のみの利用者は月額一万五千円しか手元に残らず、これでは一日五〇〇円という低い小遣いで生活を送るといふ現実があります。あるグループホームの話ですが、小遣いを毎月溜めて年一回の旅行に行っているところでは、一人の利用者が一万五千円の小遣いでやっているためお金をためることが不可能となり、全員が行けなくなる事態になっています。

また施設側が援助を考えたいが施設側も補助金の削減で今後運営できるかも明確になっています。また大きな入所施設でも今後国が施設を建てる計画がなく、法人が自費で施設建設をおこなわなく

てはならず、十億円近い費用が掛かる施設建設に着工できるところは皆無といつていいでしょう。そのため、現存する施設は今後定員がいっぱいで障害程度区分の低い人は施設を追われ、重い人は施設探して全国をさまよいつつ生活する状態にシフトステイも施設に余裕がなくなるので件数が減っていく傾向になっていくと思われま

なりました。また我々の活動が厚生労働省の方針を少しずつ切り崩しています。未だにすつきりとした全体像が出されないののもこのためです。

今、私たちがしなければならぬことは「あきらめ」ではなくこの法の真の目的を知り手を結ぶことが大切です。また翔夢としてこの法に順ずるのではなく、障害者の立場に立った事業を展開したいと思っています。現在、すべての事業の見直しを進めながら、協力者の拡大も広げています。多くの人の連帯で今の局面を切り開いていきたいと思います。

西脇 朗夫

この間大阪で様々な取り組みが行われていき
ます。その一部を紹介しましょう。

これでは毎日が不安！

私たちの切実な願いを

聞いて住みよい大阪に！

九・二八 障害者・

家族緊急要求大集会

大阪城公園に七〇〇名以上の障害者・家族が結集し、大阪府・国に対しアピール行動を行いました。

集会では自立支援法の問題だけでなく、教育の問題や医療の問題も報告され障害児・者を取り巻く社会の悪化は深刻な状態になってい



のぼりを持って
集会参加

ます。大阪府は財政赤字を盾に、他の都道府県や市町村で実施している負担軽減には全く耳を傾けません。ただ国に対して申し入れの強化等を行っているようで、我々の運動も少し前進しているようです。

大阪市役所前で

ピラ配布と訴え

九月二十五日、一〇〇名の参加で大阪市役所前でピラ配りをしました。大阪市役所に勤務する方を中心に広く市民にもアピールすることが出来ました。



大阪市役所前で
ピラ配り

各地域から、いきいきとした報告が続々と！
今こそ、大きな力に！

去る九月十四日に大阪障害児・者を守る会の主催で、障害者自立支援法の全面実施を目前に控えての学習・討論会が行われました。障連協事務局長の塩見洋介氏から「地域からの守る会運動の大切さ」と題して問題提起され、主に三つの要点で講演が行われました。

まず、第一に利用料負担の問題です。今年の四月からヘルパーや認可施設を利用すると原則一割の負担を強いられることになりました。このことは障害当事者に大きな打撃を与えています。多く

の障害者が「利用料が払えない」という理由から作業所やヘルパーの利用をやめてしまい、在宅になつてしまつています。このようにあらゆる福祉制度や社会的連携を絶つてしまった人たちが拾い上げていくことも守る会の大切な役割ではないかと提案されました。

第二にこの障害者自立支援法は完全実施を目前に控えながらも当事者や家族・関係者に周知されておらず、行政すら理解しきれないものだという事です。特に応益負担の軽減措置、ガイドヘルパーやデイサービスなどの市町村独自の事業や制度に対する方針が市町村によつて違い、実施

するかどうかなども含めてほとんどの市町村が具体的な方針を示していません。また、障害程度区分の判定基準も市町村によって違うようです。大阪市や堺市などでは少しずつ方針が固まってきているようですが、方針が固まっていない市町村は国が打ち出してくる見切り発射的な方針に流されてしまう恐れもあるのではないかということです。

第三に施設運営に関する問題です。作業所やグループホームなどを運営する側にとっても利用料の月額計算という深刻な問題があります。四月から認可施設は月額計算になり、全国の八割の施設が約二割の減収に陥っているそうです。そのため、職員の給料を減額せざるを得なくなり、ボーナスなどの一時金もカットされているそうです。逆に業務内容や労働時間は過酷なものになっているので辞めていく職員も少なくないそうです。この月額計算は利用者にとっても深刻な問題です。例えば、通院や体調管理のために作業所を休みたくても施設側に気を使ってしまう、なかなか言い出しにくい状況になっていきます。また、グループホームでは週末などに自宅に帰りたくても利用日数の問題があるため、外泊を規制している所もあるそうです。この

ままでは、利用者と職員と家族がばらばらの思いを持ってしまい、障害者福祉が崩壊してしまう恐れもあるということです。

最後に話されたのは、守る会が行なってきた運動は全国にも例を見ないものであり、大きな意義があるということです。このような情勢の中でも、さらに連帯を強めた運動を行なっていくと確認されました。

続いて、守る会の各支部から活動報告が行なわれました。中でも目立ったのは教育に関する問題です。枚方市に養護学校建設を求める運動の奮闘ぶりや児童を対象にした活動や講座が地域を問わ

ずにお母さん方に喜ばれているという報告もありました。それと同時に就学前の子供さんたちを対象にした活動や相談窓口を拡充していきたいとの声もありました。全体の報告の中で感じたのは、今まで障害者運動に関わってこなかったお母さん方も利用料の割負担と月額計算に怒りと矛盾を感じ、運動に参加しているということ。この連帯をさらに強め、大きなものにしていくことが大切だと思いました。

村上 大二郎